

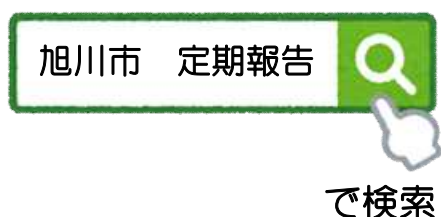
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 定期報告の報告時期の取扱いについて (旭川市)

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定による特定建築物及び特定建築設備等に係る定期報告について、新型コロナウイルス感染症の影響により報告期限までに報告できない場合は、定期報告書の受付期間を猶予しますので、事前に旭川市建築指導課までご連絡ください。

【留意事項】

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、報告が困難となった場合に限った取扱いですので、調査又は検査が可能となった場合は、速やかに報告願います。
2. 定期報告制度は、建築物等の維持保全の不備を解消することを目的とする制度ですので、安全性の確保について、適切な対応を継続願います。

旭川市における取扱いについては、適宜、旭川市建築指導課ホームページに掲載する予定としておりますので、ご参照願います。



もしくは



↑QRコードを
読み取り

【連絡先】

〒070-8525

旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎
旭川市建築部建築指導課

TEL：0166-25-8597 (直通)

FAX：0166-24-7009